

第2章 リスクアセスメントの実施体制と準備

1.【リスクアセスメントの実施体制】

(誰が参加するのか? 誰がリスクアセスメントを行うのか?)

リスクアセスメントを実施していくために、元請、専門工事業者の役割に違いは余りなくそれぞれが実施しなければなりません。

しかし、同一場所で、各社が混在して行う作業においては、その工事全体を請け負った元請が、工事の危険性又は有害性を十分把握できる立場にあることから、元請の役割として「リスクアセスメント」を実施し、対策を決定し、その結果を専門工事業者に情報として提供することが求められています。

1) 店社における実施体制

企業全体がリスクアセスメントに取り組むために、店社において次の準備が必要です。

(1) 経営トップがリスクアセスメントを導入することを表明し、事業の実施を統括管理する者に調査等を実施させます。

(2) リスクアセスメント実施体制を整備します。

- ①原則として安全衛生部門及び工事部門の管理者等が主体として実施します。
- ②リスクアセスメントを実施するための役割、責任区分等を取決め、実施するための体制を作ります。
- ③リスクアセスメント実施体制は、店社にあつては経営者、安全衛生部門及び工事部門の管理者等で構成します

(3) リスクアセスメントの手順を定めます。

会社の規模、業種に応じた適切なリスクアセスメントを実施する具体的な手順を定めます。

(4) 過去の情報のデータベース化を図ります。

- ①リスクアセスメントの実施にあたっては、過去の労働災害・事故等の事例、施工計画の事前審査結果、機械・設備・工法の情報、安全衛生パトロールの実施結果、健康診断の結果等の資料を活用することが大切です。
- ②店社は様々な情報を集め、リスクアセスメントのステップに沿って情報を整理し、工事現場が活用しやすい形にデータベース化しておきます。
- ③データベース化の形態については、必ずしも電子化の必要はなく、会社の規模

や実態に応じて過去の情報を整理し、容易に利用できるようにしておきます。

2) 工事現場(作業所)における実施体制

(1)統括安全衛生責任者又は所長が実施を統括管理し、工事主任、職長、作業者等で構成します。

(2)原則として、工事主任等作業の指揮監督する者のほか、現場を直接管理する職長、安全衛生責任者等が主体で実施します。

(3)工事現場の作業者全員にリスクアセスメントについて、次の事項を周知し、参加させます。

- ①リスクアセスメントの趣旨
- ②リスクアセスメントの実施内容
- ③リスクアセスメントの実施体制

2.【実施時期】

1) 店社における実施時期

- ①年度の安全衛生目標の設定、安全衛生計画の作成時
- ②新工法、新技術等の採用時
- ③工事計画の作成及び審査時
- ④災害発生、法令改正等により実施の必要が生じた場合

2) 工事現場における実施時期

《必ず実施するもの》

- ①工事計画及び施工計画の策定又は変更時(仮設計画や設備の移転、変更、解体を含みます)
- ②作業方法及び作業手順の策定又は変更時
- ③計画及び作業手順書が作成されていない作業が発生した時
- ④労働災害が発生したときに、過去のリスクアセスメントに問題があるかどうかを判断し、問題がある場合

《必要に応じて実施するもの》

- ①計画外の軽微な作業及び突発的な非定常作業が発生した場合
- ②社内外における災害事故等の情報から、当初想定していなかった危険性又は有害性が明らかになった場合

- ③作業者の危険に対する感受性が、当初の想定と異なっていた場合
- ④法令改正、店社年次方針の改正等により、実施の必要が生じた場合

3.【リスクアセスメントの対象】

1) 作業者の就業に関し、負傷又は疾病の発生について、十分な調査を行えば、現時点の知見で合理的に予見できるものとして、次のようなものが対象としてあげられます。

- ①過去に労働災害が発生した作業
- ②労働災害を伴わなかった危険な事象(ヒヤリ・ハット事例)があった作業
- ③作業者が日常不安を感じている作業
- ④過去に設備に係わる事故があった作業
- ⑤作業・操作方法が複雑で、説明書等による手順が必要となる機械等の操作作業

2) 平坦な通路における歩行等、明らかに軽微な負傷又は疾病しかもたらさないと予想されるものについては、リスクアセスメントの対象から除きます。

しかし、たまたま軽微な負傷又は疾病で済んだものについては対象とします。

4.【情報の入手】

リスクアセスメントの実施にあたり、次にあげる資料を入手し、それらの情報を活用します。

情報の入手にあたっては、現場の実態を踏まえ、非定常的作業に係わる資料等も含まれます。

1) 過去の実績・記録等の情報(これまでのもの)

- ①労働災害・事故等の事例、災害統計、災害分析結果、ヒヤリ・ハット、トラブル記録、作業者が日常不安を感じている作業等
- ②特殊健康診断結果等
- ③作業環境測定結果等
- ④施工計画の事前審査結果、安全衛生パトロールの実施結果、定期点検等における改善事項
- ⑤過去に行ったリスクアセスメントの実施内容
- ⑥使用・導入を予定している技術・工法・機械・設備・材料・化学物質に係わる危険性又は有害性に関する情報(仕様書、取扱説明書、MSDS等)
- ⑦同業種、同規模工事業者における施工実績、労働災害・事故等の情報

2)施工する工事の実施状況における情報(いまのもの)

- ①作業標準、作業方法、作業手順、マニュアル、操作説明書等
- ②災害防止協議会、安全衛生工程打合せ会等で連絡調整・指示した結果
- ③安全施工サイクル活動、危険予知活動、点検等の日常の安全衛生活動の結果
- ④作業の周辺環境に関する情報(機械等の状況、地山の勾配、土質など)
- ⑤作業を行うために必要な資格

3)施工する工事の情報(これからのもの)

- ①機械設備の配置図等
- ②各種法規制、設計図書、仕様書、地形、地質等の調査状況
- ③工程、施工方法、機械・設備条件
- ④作業環境条件
- ⑤施工管理方法、作業方法・手順

4)混在作業に関する情報(元請)

- ①上下同時作業の実施予定
- ②車輛の乗り入れ予定
- ③足場、型枠等の組立又は解体の実施予定
- ④重機・クレーン作業の実施予定
- ⑤発破作業の実施予定
- ⑥その他、複数の事業者が同一の場所で作業を実施する状況に関する情報